

議案第 4 1 号

山陽小野田市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について  
山陽小野田市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 9 日 提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市体育施設条例の一部を改正する条例  
山陽小野田市体育施設条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 1 9 2 号）の  
一部を次のように改正する。

別表中

「

スコアボード	1 日	1, 0 5 0 円
	1 試合	5 2 0 円

」

を

「

スコアボード		1 日	1, 0 5 0 円
		1 試合	5 2 0 円
役員・本部席若しくは 審判控室又はその両 方	冷房	1 時間	1 6 0 円
	暖房	1 時間	1 1 0 円

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定  
める日から施行する。

議案第 4 1 号参考資料

山陽小野田市体育施設条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表（第 4 条関係） 山陽小野田市野球場				別表（第 4 条関係） 山陽小野田市野球場			
附属施設及び器具使用料				附属施設及び器具使用料			
品名		単位	金額	品名		単位	金額
放送器具		1 日	1, 0 5 0 円	放送器具		1 日	1, 0 5 0 円
		1 試合	5 2 0 円			1 試合	5 2 0 円
スコアボード		1 日	1, 0 5 0 円	スコアボード		1 日	1, 0 5 0 円
		1 試合	5 2 0 円			1 試合	5 2 0 円
役員・本部席若しくは 審判控室又はその両方	冷房	1 時間	1 6 0 円				
	暖房	1 時間	1 1 0 円				